

事故発生防止に関する指針

社会福祉法人慈照会
特別養護老人ホーム浜石の郷

4. 介護事故ひやりはっと事例等の報告方法、及び介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(1) 報告システムの確立

情報収集のため、事故報告書・ひやりはっと報告書を作成し、報告システムを確立する。収集された情報は、分析・検討を行い、再び事故を起さないための対策を立てるために用いる。

なお、事故報告書・ひやりはっと報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

(2) 事故要因の分析

収集された情報は、事故防止対策委員会で問題点の分析・評価を行う。

分析するに当たっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面などから要因分析を行い、再発防止に関する方策に生かす。その際には、業務改善の為の情報分析も合わせて行うものとする。

(3) 改善策の周知徹底

事故報告書、ひやりはっと報告書は、各フロアー・ユニットにて立案した対策を職員に申し送りノート等を活用し周知を図る。また事故防止対策委員会にて事故報告書・ひやりはっと報告書を集計し、介護事故の発生時の状況等を分析することにより、介護事故の発生原因、発生傾向、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を周知した上で実施す

5. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針・

(1) 入所者、利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、入所者、利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。その際、過失の有無に関わらず、入所者、利用者、及びご家族に誠実な対応を行うことを第一に心掛けなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある時は、速やかに応じるものとする。

(2) ご家族等に対する説明・連絡

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況については適切な説明が迅速に行えるよう努める。

①事故発生状況及び施設職員の対応状況

②事故の発生原因及びその再発防止策

③事故による損害が発生している場合においては施設の賠償責任の有無

(3) その他の連絡報告について

必要に応じて、保険者に対して介護事故等の必要な報告

(4) 損害賠償

事故状況により賠償等の必要性が生じた場合は、事業所が加入する損害賠償保険（三井海上保険）で対応する。

6. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧できるよう、事務所前に設置します。

IV. 緊急時の処置及び手当てについて

緊急を要する事態が発生した場合は、速やかに看護師、担当医師等に必要な連絡をするとともに、救急車の要請及び応急手当また、H9番連絡及びご家族への救急連絡の方法については、別紙「緊急時の連絡・対応マニュアル」に沿って行うこと。

尚、発生時の状態の把握及び留意する点については、以下の事項を参考とすること。

- ①意識状態（意識がない、反応が鈍い、呂律が回らないなど）
- ②呼吸状態（呼吸がない、窒息、呼吸が早い・遅い・弱いなど）
- ③誤飲異食（口内の異物の有無、飲食した物と量、時間経過など）
- ④転倒転落（出血・打撲の部位・程度、疼痛の有無、意識など）
- ⑤発熱（体温、発汗の状態、下痢・嘔吐の有無など）
- ⑥嘔吐（嘔吐物の色・形状・量、その他の訴え・症状など）
- ⑦吐血下血（色・量・回数、その他の訴え・症状など）
- ⑧頭痛（激痛か？・嘔気・しびれ・麻痺・言語障害などの有無）
- ⑨胸痛（激痛か？・脂汗・冷や汗、時間、脈拍の乱れなど）
- ⑩腹痛（下痢・便秘の有無、排尿の状況、嘔気の有無など）
- ⑨熱傷（熱傷の原因、部位・広さ・水腫の有無など）

V. 事故発生時及び緊急時の連絡・報告について

事故発生時及び緊急時の連絡・報告は、医療的処置に関する連絡・調整を優先するものとし、別項の各「緊急時の流れ」に沿って、各部署・担当は円滑に連絡・報告を行う。

尚、明らかに救急要請が必要な場合を除き、診療・治療の要否や方法などは、看護師（出来るだけ複数とする）が判断し、必要であれば囑託医師・担当医師等の指示を受けることとする。また、判断や指示の内容等必要な事項については、速やかに施設長に報告するものとする。

また、各責任者は、通院治療が必要でないと思われる場合にあっては、医療的処置を施された（経過観察も含む）場合については、その概要を施設長・関係部署に文書又は口頭にて報告すること。

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 慈照会

特別養護老人ホーム 浜石の郷

- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束ゼロ推進委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束ゼロ推進委員会を設置します。

①設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
身体拘束を実施した場合の解除の検討
身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 介護主任
- ウ) 看護主任
- エ) 生活相談員
- オ) 施設ケアマネ
- カ) 居宅ケアマネ
- キ) 管理栄養士

※ この委員会の責任者は施設長とし、その時参加可能な委員で構成する。

③ 体拘束ゼロ推進委員会の開催

- ・ 定期開催します。(3ヶ月に1回第3金曜日・虐待防止委員会と同日に行う)
 - ・ 必要時は毎月又随時開催します。
 - ・ 急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合)は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。
- ※会議内容は参加者もしくは各リーダーが朝礼時に内容を伝達します。参加者がいない場合は生活相談員等から伝達。
- ・ 各部署伝達が終わりましたら、事務所前(タイムカード隣)に「通達確認書」を置きますので、チェックをお願いします。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

(看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に添ったケアの確立
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善
- 5) 記録の整備

(栄養士)

- 1) 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫

(介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ お茶の水ケアサービス フォローアップ研修を随時職員が学べる体制作り

7. 当施設の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるよう、事務所に設置します。

令和6年1月1日より 施行

別添2

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン

浜石の郷 高齢者虐待防止マニュアル

令和6年1月改定

4. 介護施設職員の虐待行為

高齢者虐待防止法第2条第5項に掲げられている、介護施設職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益

5. 施設長及び各部署管理者の責務

施設長及び各部署管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。

6. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを施設長、各部署管理者及び市町村に通報・報告する。ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。施設長は当施設において虐待の疑いがある事を知った時には直ちに市町村に通報・報告する。また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長、各部署、管理者及び市町村に報告する責務を有する

【在宅生活における高齢者虐待の相談窓口】

静岡県清水区清水福祉事務所 高齢介護課
または蒲原・由比地域包括支援センター

電話：054-354-2019

電話：054-385-5595

【介護施設等における高齢者虐待の相談窓口】

静岡県高齢者福祉課
静岡県介護保険課

電話：054-221-1201

電話：054-221-1088

7. 虐待防止委員会の設置

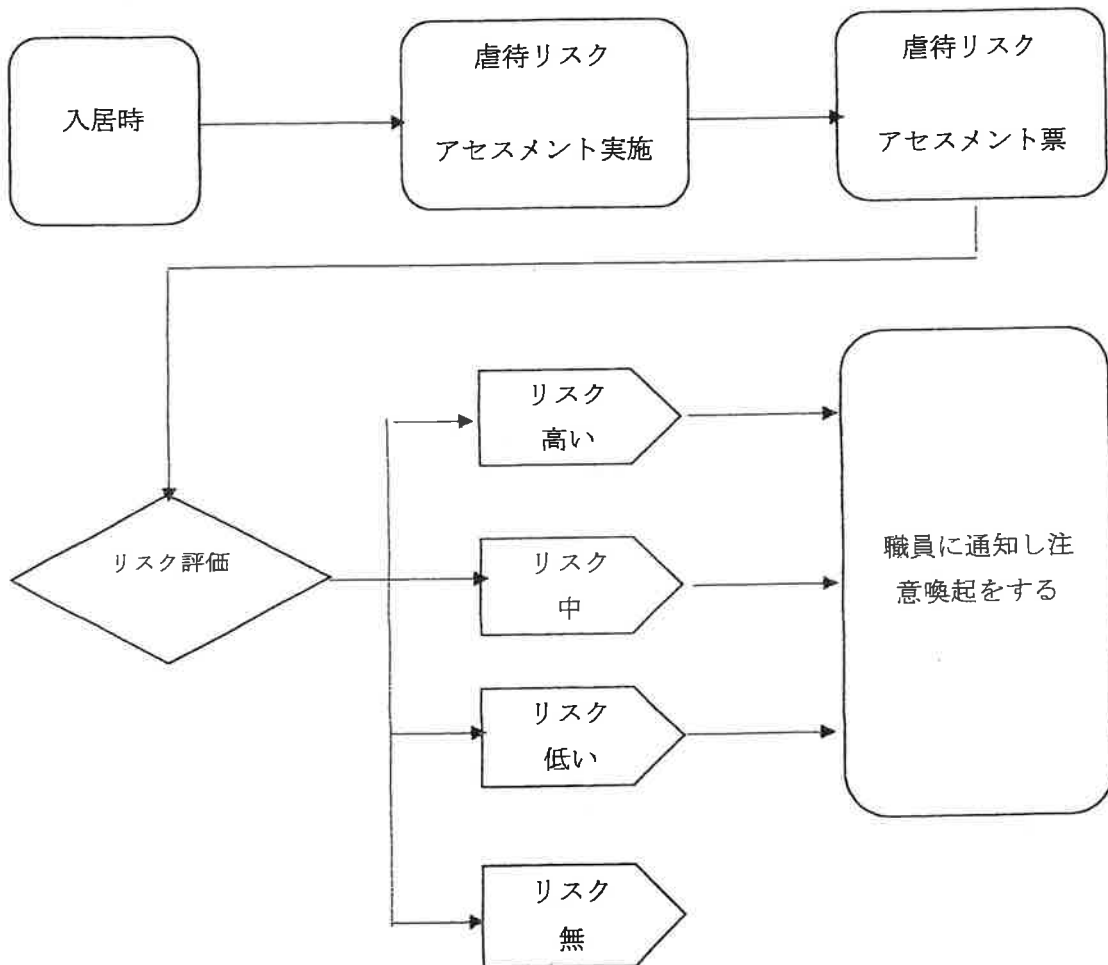
- (1) 施設長及び各部署管理者は、施設内における虐待防止を図る為、虐待防止委員会を設置しなければならない。
- (2) 虐待防止委員会は定期的又はその必要があるときに随時開催しなければならない。
- (3) 虐待防止委員会の委員長は施設長とする。委員は必要のある員数とし、各部署より選出されたものとする。
- (4) 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。

8. 虐待防止対策フロー

(1) 利用時の虐待リスクを評価する

- ① 虐待防止委員会にて入居日より2週間以内(環境の変化に慣れてから)に当該利用者の虐待リスクを評価する。(「虐待リスク・アセスメント票」を使用)
- ② 施設長及び管理者は上記の結果、虐待リスクが低～高リスクの場合は、全職員に口頭ないし または文書で通知し、注意を喚起する。

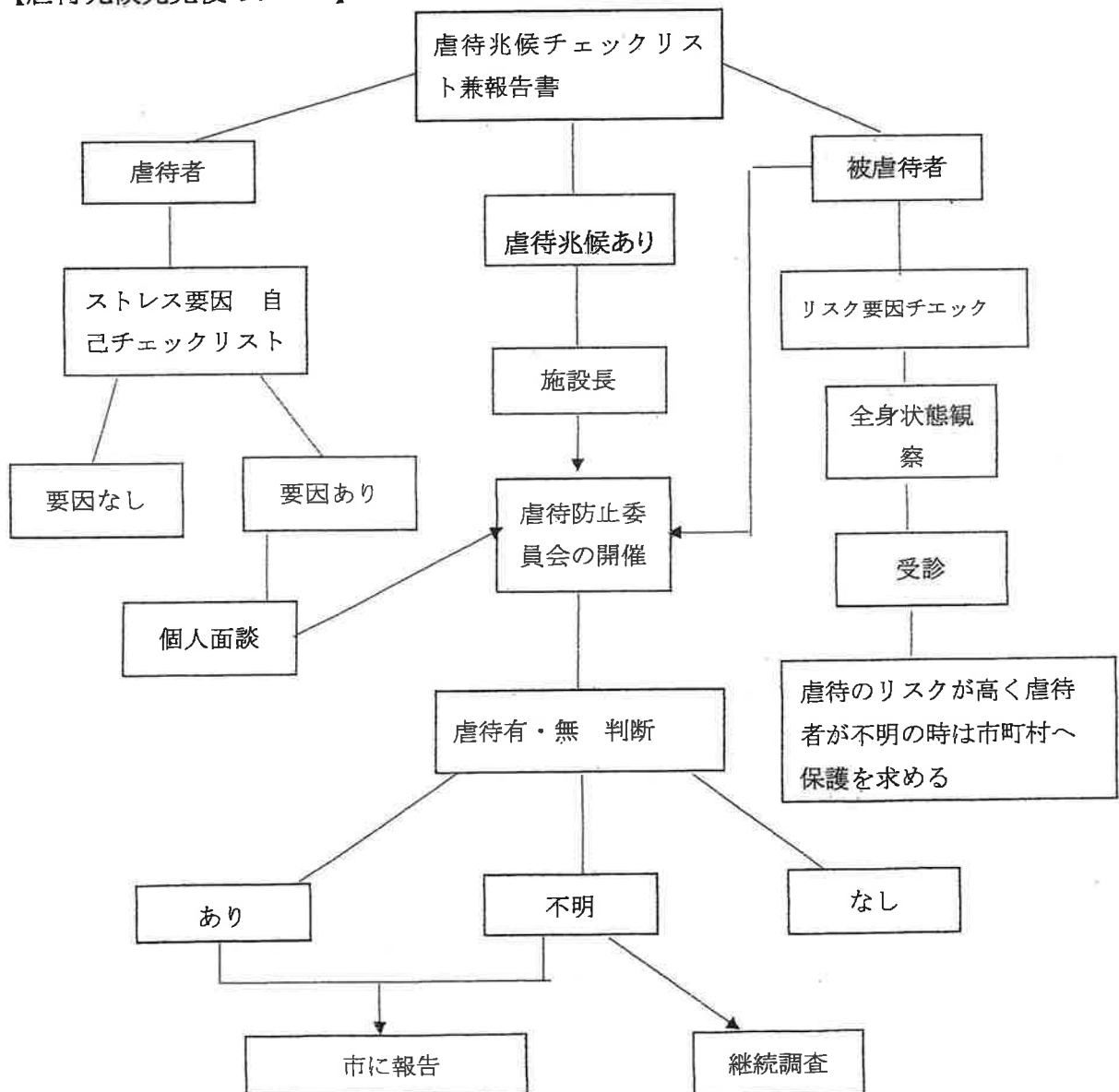
【入居時の虐待リスク・アセスメントのフロー】



(3) 虐待の兆候を発見後の対応

- ① 施設長及び管理者は「虐待兆候発見チェックリスト兼調査報告書」にて虐待の兆候がみられた場合、虐待防止委員会を招集しなければならない。
- ② 「虐待兆候発見チェックリスト兼調査報告書」提出時には、「事故報告書」、「虐待リスクアセスメント票」、「写真」とともに提出を行う
- ③ 虐待防止委員会においては、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われている人を出席させることができる。
- ④ 虐待防止委員会において虐待の可能性について慎重に調査し、速やかに対策を講じる。
- ⑤ 虐待が認められた場合ないしは、かなりの確度で虐待が疑われる場合、施設長及び管理者は速やかに、行政に報告するものとする

【虐待兆候発見後のフロー】



参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第一章 総則

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のる団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者福祉の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

第三章 養介護施設従事者等により高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

* 第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じるものとする。

(養介護施設従事者による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設または養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む）において業務に従事する養介護施設従事者等により高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等により高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。